

附表第三

一般労務者給源別供給目標數

區分	男		女	計
	新規小學校卒業者	物資動員關係離職者		
農村以外ノ未就業者（手助ヲ含ム）	二六六人	七〇	二〇一千人	四六七人
農村未就業者（手助ヲ含ム）及農業從事者	一九一人	六四	二三	一〇一
勞務ノ節減可能ナル業務ノ從事者	八二	一	六五	八七
女子無業者	七五八	八五	一一	二五六
移住朝鮮人	三八一	五〇	九三	八五〇
計	一一三九	八五	九三	八五〇

備考

一 女子ノ需要ニ對スル供給超過四萬四千人ハ男子労務ヲ節約セ

ル業務ニ代用セシムルモノトス

二 本表ハ事情ノ變化ニ即應シ本綱領第四ニ依リ適宜調整スルモノトス

ノトス

附表第四

		技術者新規需要數			
上級技術者	下級技術者	機械科	電氣科	應用化學科	採鑛冶金科
一五、一〇〇	六、二七〇	三、六三〇人	八、五七〇	一、四〇〇人	二、二五〇人
計	二一、三七〇	一、二二〇〇人	三、三一〇	一、九一〇	三、九〇〇人
				三、二三〇	二、二五二〇
				五、四八〇	一、七四五〇人
				二、六四二〇	五、一三三〇
				六、八七八〇	六、八七八〇

備考

一 上級技術者トハ専門學校卒業以上及之ト同程度ノ技能ヲ有スル者、下級技術者トハ中等學校卒業以上及之ト同程度ノ技能ヲ有スル者ヲ謂フ

二 本表ハ事情ノ變化ニ即應シ本綱領第四ニ依リ適宜調整スルモノトス

附表第五

技術者新規供給數

	上級技術者	機械科	電氣科	應用化學科	採鑽冶金科	其他	計
下級技術者	一〇九〇人	七二〇	五八〇人	二六〇人	一三〇九人	三九五〇人	
計	六五二〇	二八八〇	一七九〇	六五〇	九一〇	四八八〇	一四三二〇
							一八二七〇

國家總動員法（抄）

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

總動員機密文書送付票

昭和十四年七月三日

企畫院總裁官房文書課



内閣官房總務課長 殿

本日付企畫院上申第六〇號別紙左記ノ通り送付候條御査收相煩度

一、昭和十四年度勞務動員實施計畫綱領（案）企計E勞第五號（四）

自第一五一號二〇部
至第一七〇號二〇部

一五一年八月
内閣官房總務課長 殿

極

祕

總動員機密書類內閣官房總務課受拂調

書類名——昭和十四年度勞務動員實施計畫綱領（企計E勞第五號四）

						號數	受		
						部數			
156	155	154	153	152	151	號數	部數	拂	
1	1	1	1	1	1	部數	用途		
陸軍大臣ニ渡ス	大藏大臣ニ渡ス	内務大臣ニ渡ス	外務大臣ニ渡ス	總理大臣ニ渡ス	閣議原議ニ使用	備考			

167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法制局長官ニ渡ス	内閣書記官長ニ渡ス	厚生大臣ニ渡ス	拓務大臣ニ渡ス	鐵道大臣ニ渡ス	遞信大臣ニ渡ス	商工大臣ニ渡ス	農林大臣ニ渡ス	文部大臣ニ渡ス	司法大臣ニ渡ス	海軍大臣ニ渡ス	

(日本標準規格B4判)

(木村納)

右ノ通了承候也

昭和十四年七月四日

企畫院總裁官房文書課



計	170	169	168
20	1	1	1
殘	殘	殘	殘
月四日企畫院昭和十四年七返戻ス			

關

極
秘

總動員機密書類内閣官房總務課受拂調

書類名——昭和十四年度勞務動員實施計畫綱領（企計五勞第五號四）

							號數	部數	受	
156	155	154	153	152	151					拂
1	1	1	1	1	1	1	1	1	用	途
陸軍大臣ニ渡又	大藏大臣ニ渡又	內務大臣ニ渡又	外務大臣ニ渡又	總理大臣ニ渡又	閣議原議ニ使用					備考

167	168	165	164	163	162	161	160	159	158	157
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
法制局長官二渡又 内閣書記官長二渡又	厚生大臣二渡又 拓務大臣二渡又	鐵道大臣二渡又 遞信大臣二渡又	商工大臣二渡又 農林大臣二渡又	文部大臣二渡又 司法大臣二渡又	海軍大臣二渡又					

右，通了承侯也。

昭和十四年七月四日

企畫院總參官房文書課長

計	170	169	168
20	1	1	1
殘	殘	殘	殘
<hr/>			
月四計三部昭和十四年七 返戻	月四計三部昭和十四年七 返戻		

總理	外務	內務	大藏	陸軍	海軍	司法	文部	農林	工商	運輸	鐵道	郵政	財務
凌金慶制													
164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	方務勤貞
凌子生													
凌利勤貞													
凌金慶制													
167	166	165											方務勤貞

昭和十四年度労務動員計畫及資金統制計畫に就て（昭和十四年七月四日企画院總會議）
トレーニング

政府は既に昭和十四年度物資動員計畫、貿易計畫及交通電力動員計畫を決定したが、今般、更に昭和十四年度労務動員計畫及資金統制計畫を關係各廳との緊密な協力の下に企畫院に於て編成し、これを本日の閣議に附議決定した。

◇

勞務動員計畫は本年度に於ける労務動員實施の大綱を定めたものであつて、他の總動員實施計畫と同様軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興及國民生活必需の確保といふ長期戰態勢下に於て最も緊要なる事項の達成を目的として居るのである。

先づ一般労務者の需給計畫であるが、労務者の新規需要は内地に於ける軍需產業、生産力擴充計畫、產業及び其の附帶產業、輸出及必需品產業並に運輸通信業に於ける増加需要及工業鑄業及交通業に於ける減

耗補充に要する員數に内地から滿洲への移民等を加へて男女合計約百十萬人を概定したのである。

右の新規需要に對しては、先づ本年三月の新規小學校卒業者、未就業者、物資動員計畫の遂行に因て生ずる離職者から極力之を充足するに努め、殘餘の不足は農業從事者、商業其の他に於ける勞務の節減可能な業務の從事者、移住朝鮮人を以て之を充足する方針を執つたのであるが、同時に青年男子の勞務の節減を圖らしむることを適當と認むる方面もあるので、之に對しては一部女子を以て代用せしめる爲未婚の無業女子の就職勵奨をも併せて行ふことをした。

右不足補填方策に付ては特別の考慮を拂ひ適切な對策を講ずる積りである。殊に農村からの勞力供出に付ては農業生産確保の爲に必要な措置を考慮した。

次に技術者及熟練労務者の需給計畫は、概ね日滿支を通じて工業、鐵業及交通業に於ける新規需要を基礎として之を設定した。技術者に

付ては一般労務者の場合と異り、其の短期養成が困難な爲需給の適合を圖ることは到底不可能であるが、出來得る限り其の不足を緩和する爲に不就業者の就職勵奨、能率的利用、配置の適正化等の方策を講ずることとした。又熟練労務者に付ても技術者と同様其の急速な補給は困難であるから、経験労務者に對する再教育施設の擴充を圖る外は大體技術者の場合に準じて措置することとした。

尙今後我國の生産力を綜合的に擴充して行く爲には、單に労務者の數量的な調整だけでなく其の質的向上を圖ることが緊要であるので、特に本計畫では労務者の保健衛生、災害防止その他の保護に關して其の徹底を期する。同時に、他面労務者の技能、賃金及生活等に付ても其の能率増進の爲積極的に諸般の方策を講ずることとしてある。又最近緊迫を告げて居る労務者の住宅問題及交通問題も急速に之が解決を圖ることとしてゐるのである。



資金統制計畫は本年度の資金需給計畫を概定し、之が實施上必要な措置の大綱を策定するものである。

本計畫の重點は、公債の順調なる消化を圖り、生産力擴充計畫、軍需產業及輸出產業の擴充振興に必要な産業所要資金を圓滑適正に供給し、更に滿洲及支那の經濟開發資金の調達を確保すると共に、此等に必要な資金は専ら蓄積資金に俟ち極力信用膨脹を避くるここにある。

特に資金の供給に際しては、物資動員計畫の資材配當狀況に照應する如くし、過剰な資金を供給して物價昂騰を來し貨幣購買力を低下せしむる如き事態に立到らぬ様に措置することに留意した。

本計畫に於ては資金蓄積の目標を百億ニ定め、此資金を國策の線に沿つて必要な方面に適正に配分する如く概定し、此等の資金需給に關する各般の統制方策を決定した。

百億に及ぶ巨額な資金を蓄積することは必しも容易なことではなく、

更に之を眞に國家有用の方面に過不足なく供給することは極めて困難な仕事である。これは國民一般並に金融諸機關の一致した協力に俟つて始めて達成し得られる處である。

◇

今次の大勞務、資金兩計畫は先般の物資、貿易及交通電力の三計畫と共に一體をなして總動員計畫を完璧にし、綜合國力の飛躍的發展を目指す總動員業務の完遂を期するものである。之が爲には政府ごとしても、萬遺憾なき方策を講ずる積りであるが、更に國民各位の理解ある積極的援助を要望する次第である。

總動員機密

同總理大臣

內閣書記官長

閣印第一五二號

案起昭和十四年七月三日

閣議決定昭和十四年七月四日施
裁可昭和年月日行昭和年月日

內閣書記官

佐藤



外務大臣

立

陸軍大臣

新

文部大臣

星

遞信大臣

電

厚生大臣

玉

内務大臣

五

海軍大臣

左

農林大臣

旗

鐵道大臣

也

厚生大臣

玉

大藏大臣

盈

司法大臣

立

商工大臣

五

拓務大臣

有

近衛總理大臣

別紙企畫院總裁上申

昭和十四年度資金統制計畫

右閣議供入
綱領二件

通牒案

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十四年七月三日企畫院上申第六一號ヲ
以テ上申係兒昭和十四年度資金統

制計畫綱領ニ閣入ル件上申ノ通
議決定相成候

内閣

主任 第五部 西崎調査官

企畫院上申第六一號

昭和十四年七月三日

企畫院總裁 青木一

内閣總理大臣 男爵 平沼騏一郎 殿



昭和十四年度資金統制計畫綱領ニ關スル件

昭和十四年度資金統制計畫綱領別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及
上申候



80

昭和十四年度資金統制計畫綱領（案）

企計金第八號（三）

昭和十四年七月三日

企畫院

第一章 總 則

第一 昭和十四年度ノ資金統制ハ本綱領ニ準據シテ之ヲ實施スルモノトス

第二 本綱領ハ昭和十四年度國家總動員計畫設定ニ關スル件（昭和十三年九月十三日閣議決定）ニ基キ昭和十四年度資金需給計畫ヲ概定シ、之ガ實施上必要ナル措置ノ大綱ヲ策定スルモノトス

第三 本綱領ノ設定ニ際シテハ左記各號ニ付重點ヲ置キタルヲ以テ實施上特ニ注意スルモノトス

（一）公債ノ順調ナル消化ヲ圖ルコト

（二）生産力擴充計畫ノ完遂、國防計畫上必要ナル軍需產業ノ擴充、貿易振興上必要ナル輸出產業ノ擴充等ニ必要ナル資金ヲ圓滑適正ニ供給スルコト

（三）滿洲國ノ公債及生産力擴充計畫所要資金並ニ支那經濟開發計畫所要資金中對日期待額ノ供給ヲ出來得ル限り圓滑適正ナラシ

ムルコト

供給資金ノ源泉ハ資金蓄積ニ俟ツコトヲ本期トシ、極力信用膨脹ヲ避クルコト

第四 本綱領ノ計畫實施ニ關シテハ資金統制委員會ニ於テ關係各廳ノ密接ナル連絡ヲ保持スルモノトス

第二章 昭和十四年度資金需給計畫

第五 昭和十四年度資金需給計畫ヲ左ノ如ク概定スルモノトス

(単位 百萬圓)

資金需要額

公債所要資金

國債

地方債

六〇二五
五九二五

一〇〇

産業所要資金

三、六〇〇

滿洲國日圓資金所要額

六五〇

支那日圓資金所要額

二五〇

計

一〇、五二五

資金供給額（蓄積資金）

一〇、〇〇〇

差引供給不足額

五二五

第六 前項ニ概定シタル公債所要資金（附表第一参照）産業所要資金

滿洲國及支那所要資金並ニ蓄積資金（附表第二参照）ノ各々ニ付
更ニ資金統制委員會ノ審議ニ依リ具體的ニ計畫數額ヲ定ムルコト
トシ資金供給不足額ニ付テハ需要額ノ節減等ニ依リ調整スルモノ
トス

但右ノ計畫數額ハ物資ノ供給力其他ニ變更アリタル場合ニハ之ニ
即應スルヤウ修正スルモノトス

第三章 資金ノ需要及之ガ充足ニ關スル措置

第七 國債及地方債ノ發行額ハ前章第六所定ノ計畫額ニ準據シ能フ限
リ之ヲ減少セシムル如ク措置スルモノトシ左記ノ方策ヲ採ルモノト

ス

(一) 經費ノ節約繰延ヲ計ルコト

(二) 政府及地方公共團體ノ物資需要ニ關シテハ嚴ニ昭和十四年度物
資動員計畫ニ準據スルハ勿論、各廳購入物品價格ヲ積極的ニ引下
グベキ方策ヲ講ズルコト

第八 產業所要資金ハ前章第六所定ノ具體的計畫額ニ準據スルトモ

ニ左記各項ニ留意スルモノトス

(一) 自己資金ノ利用ニ努メシムルコト

(二) 產業上ノ物資ノ需要ハ嚴ニ本年度物資動員計畫ニ準據スルハ勿
論其購入物品價格ヲ適正ナラシムベキ方策ヲ講ズルコト

(三) 資産内容收支計畫等ヨリ見テ適當ナル事業主譲ニ付之ヲ認ム

ルコト

第九 滿洲國日圓資金ハ前章第六所定ノ具體的計畫額ニ準據スルト
トモニ同國ノ對日物資需要ニ關シテハ嚴ニ本年度物資動員計畫ニ
準據シ其購入物品價格ヲ適正ナラシムベキ方策ヲ講ズルモノトス

第十 支那ニ關シテモ滿洲國ニ準ジ適當ニ措置スルモノトス

第十一 公債ノ發行、產業所要資金ノ調達、滿洲國及支那ノ日圓資
金調達ニ就テハ其時期及方法ニ關シ左ノ諸點ヲ注意スルモノトス
ト資金需要ノ時期的競合ヲ避クルコト

(二) 產業所要資金ノ調達方法ニ關シテハ株式社債及借入金ノ間ニ
金融的ニ適正ナル均衡ヲ保持セシムルコト

(三) 滿洲國及支那ノ日圓資金調達方法ニ付テモ前項ニ準ズルコト

第十二 公債消化ニ關シテハ附表第一所掲ノ數額ヲ基準トシ必ズ是以上ノ額ヲ消化シ得ル如ク万般ノ方策ヲ講ズルモノトシ、特ニ左記方策ニ努ムルモノトス

(一) 金融機關ニ對シ新規増加資金又ハ現在保有資產ノ一定割合ヲ

國債ニ投資セシムルコトニ付考究スルコト

(二) 各種產業會社ニ於テモ成ルベク國債投資ヲ爲スヤウ誘導スル

コト

(三) 個人ノ國債保有額ヲ増加セシムル爲メノ方策ヲ講ズルコト

(四) 共濟組合ニ對シテハ經費ノ節約、其ノ他ノ方法ニ依リ國債保有額ヲ増加セシムルコト

地方公共團體及各種團體ニ對シテモ之ニ準シ適宜措置スルコト

(五) 諸金融機關ノ貯金及預金ノ利率平準化ヲ更ニ徹底シ且金融機關ノ經營ノ合理化ヲ促進スルコト

第十三 生産力擴充計畫、產業、軍需產業、輸出產業等ノ重要產業ノ
所要資金ヲ迅速確實ニ供給スル爲左記諸點ニ留意スルモノトス
右諸產業ノ株式社債等ニ對スル投資ノ普及ヲ圖ルコト
會社利益配當及資金金融通令ニ依ル融通命令ヲ活用スルコト

第十四 滿洲國及支那ノ日圓資金供給ヲ圓滑ナラシムル爲概メ左記
ノ方策ヲ採ルモノトス
ノ方策ヲ採ルモノトス
滿洲國及支那投資ニ付一般ノ認識ヲ深ムルコト
(一) 各種金融機關ニ對シ滿洲國關係有價證券投資ノ勸奨ヲナスコト
(二) 依リ毎月報告ヲ企畫院ニ提出スルモノトス

記
公債發行及消化狀況
產業資金調達狀況

内地

滿洲國日圓資金調達狀況
支那日圓資金調達狀況

大藏省
大 藏 省

拓務省
大 藏 省

對滿事務局
大 藏 省

興亞院
大 藏 省

第四章 資金蓄積ニ關スル措置

第十六 資金蓄積ニ就テハ附表第二ニ概定シタル金融機關別資金蓄積
計畫數額ヲ實現ノ目標トシ、之カ達成ノ爲必要ナル方策ヲ講ズルモノ
トス

第十七 資金蓄積ノ源泉ハ個人所得ニ俟ツモノ多ク、又個人所得ノ溢
費ハ物價騰貴ノ端緒トモナルヲ以テ、極力貯蓄ヲ獎勵シ殊ニ殷振產
業ニ關係アルモノノ所得ニ就テ徹底的ナル貯蓄獎勵方策ヲ講スルモノ
トス

第十八 各種保險制度ニ依ル資金蓄積ニ付テハ資金ノ性質ニ鑑ミ一層
之ヲ旺ナラシムベキ措置ヲ講スルモノトシ特ニ殷振產業方面ヨリノ
吸收ニ關シテハ一段ノ工夫ヲ廻テスモノトス

第十九 會社ニ對シ其ノ經費ヲ濫費ケ戒メ資金蓄積ニ努メシムル爲利
益處分バ勿論、經費ノ支出ニ關シ會社利益配當及資金融通令ニ依ル
經理命令ヲ活用スルモノトス

第二十 資金蓄積ヲ促進スル爲ニハ貨幣購買力ニ對スル信認ヲ必須ノ條件トスルヲ以テ、物價全般ノ抑制ニ關シ萬般ノ方策ヲ講スルモノトス

第二十一 附表第二ニ所定ノ資金蓄積計畫數額ニ關シ責任ヲ有スル各廳ハ資金蓄積ノ實績及對策ニ關シ左記ニヨリ毎月報告ヲ企畫院ニ提出スルモノトス

記

銀行信託資金、郵貯以外ノ預金部資金、
無盡會社資金、
保險會社資金

郵便貯金

簡易保險積立金、郵便年金積立金

產業組合關係資金

外

地

農林省、大藏省
拓務省
大藏省
工省
信省
生省
厚省
商省
遞省

IMT 682

第五章　其他資金統制ニ關スル措置

第二十二　資金統制ノ完璧ヲ期シ本綱領目的ノ達成ヲ圖ル爲左記方策

ヲ實施スルモノトス

(一) 金融機關ニ對スル監督ヲ一層周密ナラシメ資金運用ニ關スル指導ニ力ヲ注グコト

(二) 臨時資金調整法ノ運用ニ當リ資金使用實績ノ監督ニ努ムルコト

(三) 運轉資金ニ付テモ適當ナル監督方法ヲ講シ投機思惑資金ノ需要

ヲ抑制スルコト

第二十三 各種金融機關ノ團體機構ヲ整備シ一層政策實施ニ協力セシムルコトトシ、要スレバ總動員法第十七條第十八條ノ發動ニ際シ此

ノ點ヲ考慮スルモノトス

第二十四 資金調整、金利平準化等各種金融方策ノ實施ニ付内外地ノ連絡ヲ一段ト緊密ナラシムルヤウ措置スルモノトス

第二十五 滿洲國ニ於ケル金利物價ノ如何ハ延ヒテハ我國ノ金

利物價ニモ影響ヲ及ボスペキヲ以テ之等ノ地域ニ於ケル資金蓄積ヲ
促ストトモニ其金融政策ヲシテ我國ノ金融政策ト歩調ヲ一ニシ特ニ
左ノ各項ニ付キ適切ナル措置ヲ爲スヤウ協議スルモノトス

〔 〕 金利ノ低下ニ努ムルコト

〔 〕 現在ノ高物價ノ引下ニ努ムルコト

支那ニツイテモ右ニ準ジ適當ニ措置スルモノトス

附表第一

昭和十四年度國債發行及消化計畫額表（單位百萬圓）

特 別 會 計	一 般 會 計	一 七 二 七	發 行 金 額		消 化 項 目
			銀 行	諸 金 融 機 關	
產業組合關係	保險會社	信託會社	特 別 行 銀 行	普 通 銀 行	無壽會社
損害保	生命保	貯蓄銀			保險會社
險	險				
一 二 〇 八 〇	一 九 〇 八 四	一 二 〇 八 四	一 四 〇 〇	四 〇 〇	三 六 一 七 三

備考 一 其他ノ八七五萬圓ニ付テハ更ニ考究スルモノトス

合計		臨時軍事費特別會計						發行額	
		三九二四						金額	
五九二五	計	官廳						消化化	金額
		郵便局	簡易生命保 年金部	郵便局	簡易生命保 年金部	郵便局	簡易生命保 年金部		
其外各地	各種產業會社及個人	共濟組團	合他金險部	地 方 公 共	其 他 金 險	其 他 金 險	其 他 金 險	官 廳	消 化 化
總計								金額	金額
五九二五	八七五	九〇〇	一〇〇	九二	一三〇〇	一五一三	一三〇〇	金額	金額
	二〇〇	五八〇	八〇〇	八〇〇					

附表第二
昭和十四年度資金蓄積計畫額表 (單位百萬圓)

	機別	金額
郵便貯金（振替貯金ヲ含ム）	銀行預金	四三五〇
損害保険	特別銀行	三〇〇〇
生命保険（保険證券擔保貸付分ヲ含マズ）	普通銀行	三四〇〇
銀行、信託、積立金其他	貯蓄銀行	六五〇〇
保險會社資金	金錢信託	二五〇〇
		一、〇〇〇
		四七〇〇
		三〇〇〇

機 關 別	金 額
預 金 部 資 金 （郵 貯 ヲ除 ク）	二八八
簡 易 保 險 積 立 金	二〇〇
郵 便 年 金 積 立 金	二五〇
產 業 組 合 關 係 資 金	六五〇
無 盡 會 社 資 金	五二五
諸 金 融 機 關 計	七二一五
私 人 有 限 證 券 投 資	二七八五
總 計	一〇〇〇〇

備考 1 具体的ニ金融機關ヲ指導スル場合ニハ本計畫額以上、

目標ヲ定メシムルコトアルモノトス

極
祕

昭和十四年度國家總動員實施計畫設定ニ關スル件

昭和十三年九月十三日明治社定

一、方針

昭和十四年度國家總動員實施計畫ハ長期戰時態勢ノ強化ヲ目標トシ昭和十四年四月一日ヨリ昭和十五年三月三十日ニ至ル期間ニ適用スル実施計畫トシ重要物資ノ動員計畫ヲ主體トシ之レガ實行ノ完璧ヲ期スル爲必要ナル勞務ノ動員、交通電力ノ動員、資金並貿易ノ統制ニ付綜合的ニ出來得ル限り具體的ナル計畫ヲ樹立ス

二、計畫設定期日

昭和十三年十二月迄ヲ準備期間トシ各般ノ資料整備、計畫綱領概略案作成ヲ行ヒ爾後補修整理ノ上出來得ル限り速ニ計畫綱領ニ付閣議決定

ヲナス

三、計畫設定ノ要領

(イ) 別ニ定ムル處ニ從ヒ各廳ハ計畫綱領設定ノ資料ヲ企畫院ニ提出ス

月

(四)

企畫院ハ右資料ヲ綜合整理シ計畫綱領案ヲ立案シ各廳ニ協議ノ上閣議ニ提出ス

(備考)

昭和十四年一月乃至三月ノ物資需給ノ計畫ハ改訂昭和十三年物資動員計畫（昭和十三年六月二十三日閣議決定）ヲ基準トシ別ニ昭和十三年十一月上旬迄ニ之ヲ決定ス計畫設定ノ要領ハ右三、ニ準ズ

(1)

國家總動員法(抄)

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ハ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ関スル統制協定ノ設定、変更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、変更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組

(2)

合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムル
ユトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ
設定、麥更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ
麥更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキユトヲ
命ズルユトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

總動員機密文書送付票

昭和十四年七月三日

企畫院總裁官房文書課



内閣官房總務課長 殿

本日付企畫院上申第六一號別紙左記ノ通リ送付候條御査收相煩度

一、昭和十四年度資金統制計畫綱領（案）企計巨金第八號（三）

八月
八以下
者不直用
備取付用

自第八〇號
至第九九號
二〇部

極
祕

總。動員。機密。書類。內閣官房總務課受拂調

書類名——昭和十四年度資金統制計畫綱領（企計E金第八號（三））

						號數	部數	受	
85	84	83	82	81	80	號數	部數		拂
i	1	1	1	1	1	1	部數	用	途
陸軍大臣ニ渡ス	大藏大臣ニ渡ス	内務大臣ニ渡ス	外務大臣ニ渡ス	總理大臣ニ渡ス	閣議原議ニ使用				

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
法制局長官ニ渡ス 内閣書記官長ニ渡ス	厚生大臣ニ渡ス 拓務大臣ニ渡ス	鐵道大臣ニ渡ス 遞信大臣ニ渡ス	商工大臣ニ渡ス 農林大臣ニ渡ス	文部大臣ニ渡ス 司法大臣ニ渡ス							海軍大臣ニ渡ス

(日本標準規格B4判) (木村納)

右ノ通了承候也

昭和十四年七月四日

企畫院總裁官房文書課



計	99	98	97
20	1	1	1
	殘	殘	殘

戻ス
四月三十日計
企畫部昭和十四年七月四日
文書課長へ返

極
祕

總動員機密書類 内閣官房總務課受拂調

書類名 十一昭和十四年度資金統制計畫綱領(企計局金第八號(三))

						號數	部數	受	拂	備	考
85	84	83	82	81	80	號數	部數	用	途		
1	1	1	1	1	1	1	1	總理大臣ニ渡ス 外務大臣ニ渡ス	閣議原議ニ使用		
陸軍大臣ニ渡ス	大藏大臣ニ渡ス	内務大臣ニ渡ス									

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	海軍大臣ニ渡ス
法制局長官ニ渡ス	内閣書記官長ニ渡ス	厚生大臣ニ渡ス	拓務大臣ニ渡ス	鐵道大臣ニ渡ス	遞信大臣ニ渡ス	商工大臣ニ渡ス	農林大臣ニ渡ス	文部大臣ニ渡ス	司法大臣ニ渡ス		

(日本標準規格B4判)

(木村納)

右ノ通了承候也

昭和十四年七月四日

企畫院總裁官房文書課課長

計	99	98	97
20	1	1	1
殘	殘	殘	殘
四月返月七日計三部院文書課長へ昭和十四年七月四日			

内
閣

昭和十四年度労務動員計畫及資金統制計畫に就て（昭和十四年七月四日企畫院總務
談トナリ表）

政府は既に昭和十四年度物資動員計畫、貿易計畫及交通電力動員計畫を決定したが、今般、更に昭和十四年度労務動員計畫及資金統制計畫を關係各廳との緊密な協力の下に企畫院に於て編成し、これを本日の閣議に附議決定した。

◇

労務動員計畫は本年度に於ける労務動員實施の大綱を定めたものであつて、他の總動員實施計畫と同様軍需の充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興及國民生活必需の確保といふ長期戰態勢下に於て最も緊要なる事項の達成を目的として居るのである。

先づ一般労務者の需給計畫であるが、労務者の新規需要は内地に於ける軍需產業、生産力擴充計畫產業及び其の附帶產業、輸出及必需品產業並に運輸通信業に於ける増加需要及工業鑛業及交通業に於ける減

耗補充に要する員數に内地から滿洲への移民等を加へて男女合計約百十萬人を概定したのである。

右の新規需要に對しては、先づ本年三月の新規小學校卒業者、未就業者、物資動員計畫の遂行に因て生ずる離職者から極力之を充足するに努め、殘餘の不足は農業從事者、商業其の他に於ける勞務の節減可能な業務の從事者、移住朝鮮人を以て之を充足する方針を執つたのであるが、同時に青年男子の勞務の節減を圖らしむることを適當と認むる方面もあるので、之に對しては一部女子を以て代用せしめる爲未婚の無業女子の就職勸奨をも併せ行ふこととした。

右不足補填方策に付ては特別の考慮を拂ひ適切な對策を講ずる積りである。殊に農村からの労力供出に付ては農業生産確保の爲に必要な措置を考慮した。

次に技術者及熟練勞務者の需給計畫は、概ね日滿支を通じて工業、礦業及交通業に於ける新規需要を基礎として之を設定した。技術者に

付ては一般労務者の場合と異り、其の短期養成が困難な爲需給の適合を圖ることは到底不可能であるが、出來得る限り其の不足を緩和する爲に不就業者の就職勵奨、能率的利用、配置の適正化等の方策を講ずることとした。又熟練労務者に付ても技術者と同様其の急速な補給は困難であるから、経験労務者に對する再教育施設の擴充を圖る外は大體技術者の場合に準じて措置することとした。

尙今後我國の生産力を綜合的に擴充して行く爲には、單に労務者の數量的な調整だけでなく其の質的向上を圖ることが緊要であるので、特に本計畫では労務者の保健衛生、災害防止その他の保護に關して其の徹底を期すること同時に、他面労務者の技能、賃金及生活等に付ても其の能率増進の爲積極的に諸般の方策を講ずることとしてある又最近緊迫を告げて居る労務者の住宅問題及交通問題も急速に之が解決を圖ることとしてゐるのである。



資金統制計畫は本年度の資金需給計畫を概定し、之が實施上必要な措置の大綱を策定するものである。

本計畫の重點は、公債の順調なる消化を圖り、生産力擴充計畫、軍需產業及輸出產業の擴充振興に必要な産業所要資金を圓滑適正に供給し、更に滿洲及支那の經濟開發資金の調達を確保すると共に、此等に必要な資金は専ら蓄積資金に俟ち極力信用膨脹を避くることにある。

特に資金の供給に際しては、物資動員計畫の資材配當状況に照應する如くし、過剰な資金を供給して物價昂騰を來し貨幣購買力を低下せしむる如き事態に立到らぬ様に措置することに留意した。

本計畫に於ては資金蓄積の目標を百億と定め、此資金を國策の線に沿つて必要なる方面に適正に配分する如く概定し、此等の資金需給に關する各般の統制方策を決定した。

百億に及ぶ巨額な資金を蓄積することは必しも容易なことではなく、

更に之を眞に國家有用の方面に過不足なく供給することは極めて困難な仕事である。これは國民一般並に金融諸機關の一一致した協力に俟つて始めて達成し得られる處である。



今回の幣務、資金兩計畫は先般の物資、貿易及交通電力の三計畫と共に一體をなして總動員計畫を完璧にし、綜合國力の飛躍的發展を目指す總動員業務の完遂を期するものである。之が爲には政府ごしても、萬遺憾なき方策を講ずる積りであるが、更に國民各位の理解ある積極的援助を要望する次第である。

閣甲第二六二號

起案昭和十四年十二月八日

閣議決定昭和十四年十二月八日

行施昭和十四年十二月八日

裁可昭和年月日

内閣總理大臣

五

内閣書記官長

内閣書記官



内務大臣

外務大臣

海軍大臣

陸軍大臣

農林大臣

文部大臣

遞信大臣

鐵道大臣

厚生大臣

拓務大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

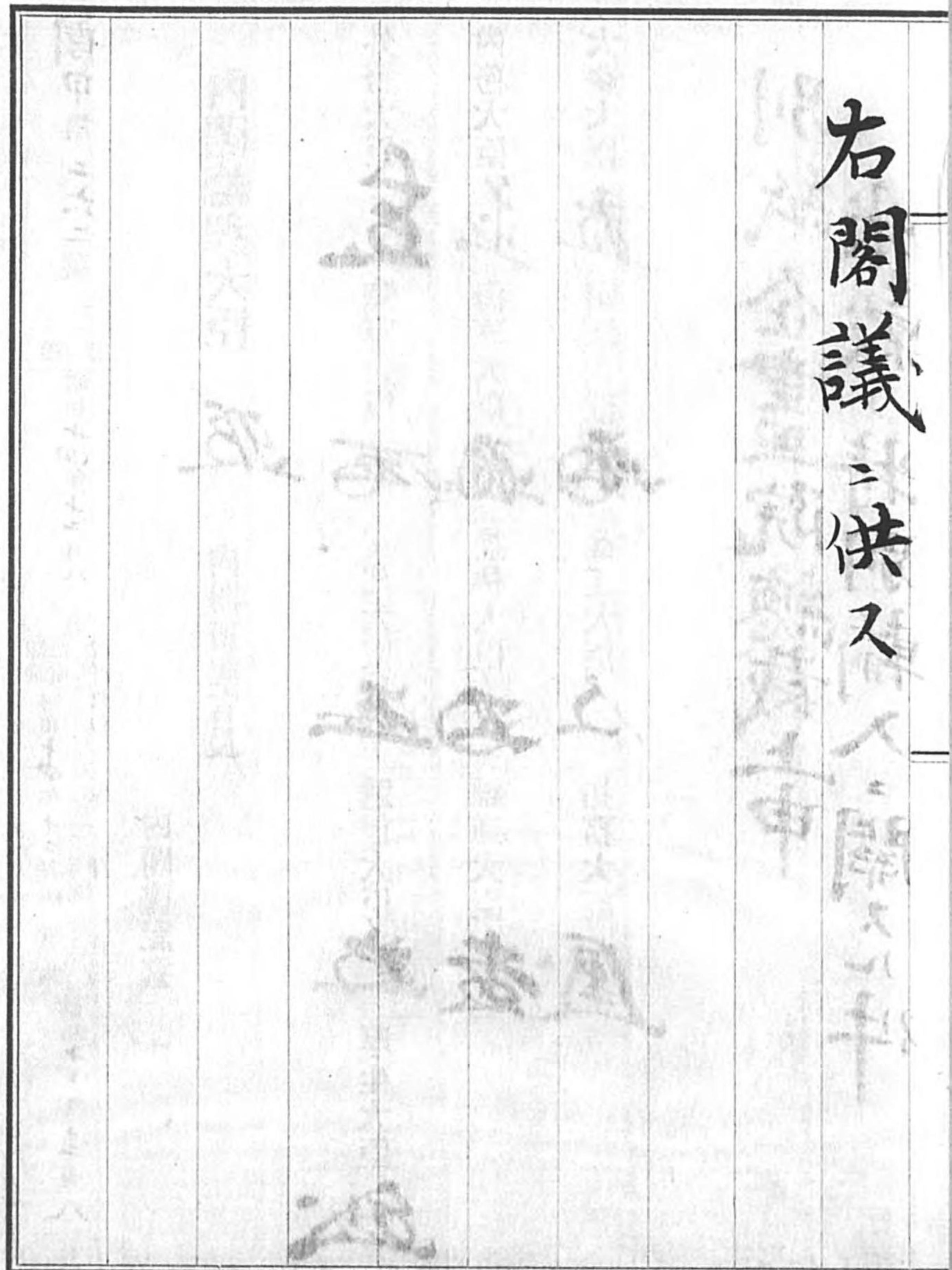
鐵道大臣

別紙企畫院總裁上申

米穀特別輸入關スル件

右閣議ニ供入

中



通牒案

昭和廿年十二月八日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

本月七日企畫院上申第一四一號ヲ以テ上申
ニ係ル米穀ノ特別輸入ニ關スル件上申ノ
通閣議決定相成候

主任 第四部 三島調査官

企畫院上申第一四一號

昭和十四年十二月七日

企畫院總裁 青木一

内閣總理大臣 阿部信行殿



米穀ノ特別輸入ニ關スル件

米穀需給ノ現狀ニ鑑ミ米穀ノ特別輸入ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成

様致度此段及上申候也

内閣

種
必

四〇

米穀ノ特別輸入ニ關スル件

一 昭和十五米穀年度ニ於ケル不足數量ノ中五百萬石程度ヲ一應輸入ニ仰グコトトシ。タイ、佛領印度、斐律等ノ諸國ヨリ昭和十五年四月末日迄ニ之ヲ輸入スルモノトス。

右數量ノ輸入所要資金ハ前回決定セル三千萬圓ノ外更ニ七千萬圓ヲ追加シ（金額ハC. I., F.價格ニ依ル）右金額ノ範圍内ニ於テ極力輸入量ノ増加ニ努ムルモノトス。

二 前項ニ依ル特別輸入所要資金ハ昭和十五年度物資動員計畫上ニ於ケル輸入力計畫額ヨリ之ヲ控除ス。

三 昭和十五米穀年度ニ於ケル米穀需給事情ニ鑑ミ米穀ノ蒐荷配給及消費規正ニ付萬全ノ措置ヲ講ズルモノトス。

總動員
機密取報

昭和十五年度米穀需給推算

企計 G 物 H 〇〇一 號 (二)

小番號 第〇〇七

昭、一四二一三七

企畫院

第一

(單位千石)

需給推算
供給額

前年度ヨリノ繰越額

四〇六一
二九二

三八一

八九六八〇

六五二八一

一四三二三

一〇〇七六

二〇〇

九四六一四

九四二一二

二、

消費需要
合計額
輸入額
生產額
臺灣地鮮
朝鮮地鮮
臺北地鮮
朝鮮地鮮
生産見
見
見
額
額
額
額

輸出見込額	一、〇〇〇	内地鮮	七五、二七六
翌年度へ繰越見込額	六〇〇	臺灣	一三、七八六
合計	一〇一、二一二		
差引不足額	六五九八		

備考

一、消費見込額九四二一千石ハ平常ノ状態ニ於ケル十五年慶ノ消費額ヲ一〇〇〇一八千石（内地七九、五〇〇千石朝鮮一五、三一八千石臺灣五、二〇〇千石）ト見込ミ右ノ数量ヨリ搗精歩合制限ニヨリ一、六一三千石酒類醸造制限ニヨリ一、八九〇千石代用食糧食ノ獎勵其，他ノ方法等ニヨリ二、三〇三千石計五、八〇六千石ヲ節約スルモノトシテ算出セリ

二、輸出見込額一〇〇〇千石、内譯ハ滿關、北支、南支ニ九五〇
千石第三國ニ五〇千石トス

附屬表

消費節約ノ方法及其ノ數量

一、米穀ノ搗精歩合制限ニヨル節約見込額

一、六一三
一一〇〇

内 地 朝 鮮 澳 澳

二、酒類釀造制限ニヨル節約見込額

一、八九〇
一、五二四
三六〇

内 地 朝 鮮 澳 澳

三、代用食混食ノ獎勵其ノ他ノ方法等ニヨル節約見込額

朝 内 鮮 地

二、〇三
一、五〇〇
七六八

合
臺 朝 內 臺
計
灣 鮮 地 湾

一、四、五、八、
五、二、〇、三、五
五、三、二、四、六
〇、二、六

第二 対策

昭和十五米穀年度ニ於ケル米穀需給推算ハ別紙ノ通り米穀ノ搗制歩合ノ制限・酒類ノ醸造制限・代用食・混食ノ獎勵其ノ他ノ方法ニヨリ節約ヲ圖ルモ尙六百五十九萬八千石ノ不足ヲ來スベキ見込ナルヲ以テ之ガ補填ノ爲左記各項ニ依リ措置スルモノトス

- 一 米穀ノ不足量六百五十九萬八千石ノ内五百萬石程度ヲ一應輸入ニ仰グコトトシ差當リタゞ。佛領印度支那等ノ諸國ヨリ昭和十五年四月末迄ニ輸入スルコトトス尙右數量ノ輸入所要金額ハ前回決定ノ三千萬圓ノ外七千萬圓ヲ追加スルコトトシ右金額ノ範圍ニ於テ極力輸入數量ノ増加ニ努ムルモノトス
- 二 中支ヨリ可及的多量ノ米穀ノ獲得ニ努ムルコト但シ右ニ付テハ中支ノ通貨關係ヲ考慮シ適宜措置スルモノトス
- 三 内地及滿洲國ヨリ朝鮮ニ對シテ麥類及雜穀ノ供給ニ努メ内地ニ對スル米穀移出數量ノ増加ヲ圖ルコト

四 右ハ現状ヲ基礎トスル措置ナルヲ以テ今后米穀事情ニ變化アル場
合ハ之ニ應ジテ適宜措置スルコト

機密文書配付票甲

企畫院申第一四一號別紙

昭和十四年十二月七日

六号

企畫院總裁官房文書課長



稻田内閣官房總務課長殿

査收ノ上領

總務課長

四〇号 常議

五七号
六八号
五九号

企畫院、通部

二〇	部
一〇一	號(一)

(四一早午五六号迄者六月一配
付別種參照)

機密文書

及一連部數號	件番號	符號	名
五九號	企計付物H001	昭和十五年正月六日	稻田内閣官房總務課長

稻田内閣官房總務課長
貴廳宛左記文書配付致候間御查收ノ上領
收票御送付相煩度候也

機密文書配付票甲

企畫院申第一四一號別紙
昭和十四年十二月七日

參照

企畫院總裁官房文書課長



昭和十四年十二月九日

企畫院總裁官房文書課長

内閣官房總務課長殿

左記文書返戻戻越ノ處正ニ受領候也

記

機密文書		件名
及 部 一連番 數號	符號 番號	
至 自 五 九 號 號	企計 G 物 H 0 0 一號(→)	昭和十五年度米穀需給推算
三 部		



昭和十四年十二月九日

企畫院總裁官房文書課長



内閣官房總務課長 殿

左記文書返戻越ノ處正ニ受領候也

記

機密文書		件名	符號番號
及 部 數	一連番號	件名	符號番號
至五 九號	自五 七號	米穀ノ特別輸入ニ關スル件	極祕

四。原議

	機密文書	米穀	特別輸入	開化件	受領者	番號
總理大臣	四	四	四	四	總理大臣	四
外務大臣	四	四	四	四	外務大臣	四
內務大臣	四	四	四	四	內務大臣	四
大藏大臣	四	四	四	四	大藏大臣	四
陸軍大臣	四	四	四	四	陸軍大臣	四
海軍大臣	四	四	四	四	海軍大臣	四
司法大臣	四	四	四	四	司法大臣	四
農林大臣	四	四	四	四	農林大臣	四
文部大臣	四	四	四	四	文部大臣	四
司徒大臣	四	四	四	四	司徒大臣	四
商工大臣	五	五	五	五	商工大臣	五
鐵道大臣	五	五	五	五	鐵道大臣	五
遞信大臣	五	五	五	五	遞信大臣	五
五	九	八	七	六	二	一
=	一一〇	九	八	七	五	三
					二	一

支那事務局長官署
押

明治十五年及米穀需給推算並正計貯物H.O.一四千石

	受領者	番號	花押
拓務大臣	五	五	
厚生大臣	五	五	
書記官長	三	三	
法制局長官	五	五	

受領証

花押

加益

(印)

内

閣

外
圖書文庫
下

機密文書配付票甲

企畫院占事第一四一號別紙
昭和十四年十二月七日

企畫院總裁官房文書課長

稻田内閣官房總務課長 殿

貴廳宛左記文書配付致候間御查收ノ上領
收票御送付相煩度候也

機密文書	件名
及一連部番數號	符號番號
至自	名
九四九〇號	朱敷特別輸入圖八件
二〇部	拉神號